

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 春風と太陽（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、実務を行った場合に限り、日額3,000円とする。

3 前1項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、必要な期間、支給を延期又は減額することがある。

(1) 法人の財源に不足が生じた場合。

## (報酬支払方法)

第3条 役員等の報酬は、現金で実務を行った日に支払う。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、監事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。但し、理事会、監事会、評議員会への出席については一律500円とする。

3 日当および宿泊料は、職員の旅費規程（管理監督者の項）に準じて支給する。

## (退任慰労金)

第5条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間1年につき 60,000円

(2) 業務執行理事

在任期間1年につき 30,000円

(3) 理事、監事

在任期間1年につき 20,000円

(4) 評議員

在任期間1年につき 10,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

## (支給方法)

第6条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

## (控除)

第7条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## (改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。